

基本目標 I

人権を尊重した男女平等を推進する意識づくり

重点目標 1 男女一人ひとりを尊重する意識づくり

重点目標 2 男女平等を推進する教育・学習の充実

重点目標 1

男女一人ひとりを尊重する意識づくり

施策の方向（1）家庭生活・地域・職場における男女平等の意識づくり

具体的施策

- ① 男女共同参画に関する講演会やセミナー、パネル展を開催し男女平等の意識啓発に努めます。
- ② 市報等を通じて、男女平等に関する情報を掲載し、正しい知識の普及・啓発に努めます。
- ~~③ 市で作成する出版物において、男女の人権に配慮します。~~

番号	指 標	算出方法	H30年度	R5目標
	男女平等に関する講演会やセミナー、パネル展の開催回数	総務課資料	—	1回以上
	男女共同参画に関する講演会やセミナーのテーマについて、内容が「理解できた」「おおむね理解できた」と答えた人の割合	総務課資料	—	70%以上

施策の方向（2）固定的性別役割分担意識・社会的慣習の解消に向けた啓発

具体的施策

- ① 固定的性別役割分担意識・社会的慣習の解消に向けた講演会やセミナー、パネル展を開催します。
- ② 市報等を通じて固定的性別役割分担意識・社会的慣習を見直すための情報発信を行います。

番号	指 標	算出方法	H30年度	R5目標
	男性は仕事、女性は家庭という考え方について「賛成」「どちらかといえば賛成」と答えた人の割合	市民意識調査	27.7%	25.0%以下

施策の方向（3）LGBT（性的少数者）に対する正しい知識の啓発				
具体的施策 ① 講演会やセミナー、パネル展を通して、正しい知識の普及・啓発に努めます。 ② 市報等を通して性の多様性について情報発信を行います。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
	LGBTについて「内容まで知っている」と答えた人の割合	市民意識調査	28.6%	増加

重 点 目 標 2

男女平等を推進する教育・学習の充実

施策の方向（1）保育園（こども園）・学校における男女平等の推進				
具体的施策 ① 保育園、こども園において、乳幼児一人ひとりが安心して自己発揮できる環境作りに努め、日々の教育・保育を通して、 固定的役割分担意識 にとらわれない保育を実施します。 ② 豊かな体験活動を通して、主体的に行動する能力・態度を身に付けるための学習機会を提供し、男女平等教育の充実を図ります。 ③ 性別にとらわれない進路指導を実施します。 ④ 学校において 、発達段階に応じた 固定的役割分担意識 にとらわれない教育を充実させ、男女平等の視点による指導を行います。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
	学校生活において男女の地位が「平等になっている」と感じている生徒の割合	市民意識調査 (中学生)	68.0%	増加

施策の方向（２）保護者・保育士・教職員等への意識啓発

具体的施策

- ① 保育士・教職員等に対し、職員研修の一環として男女平等教育の必要性について研修機会を提供します。
- ② 保護者に対し、保護者会、学級懇談などの機会、及びお便りなどを活用した情報提供を行い、男女平等について普及啓発を行います。
- ③ 教職員の校務分掌や研究会等において、性別による固定的な役割分担とならないように、男女平等の視点による指導を行います。

番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5目標
	保育士・教職員等を対象とした男女共同参画事業に関する研修会の開催回数	総務課資料	—	1回以上

基本目標Ⅱ

あらゆる分野での男女共同参画の推進

市民の意見をまちづくりに反映するためには、政策決定の場、そして運用の場において、男女共同参画の視点が重要となります。

しかしながら、女性の政策・方針決定の過程への参画は近年進みつつあるものの、その参画の機会は依然として少なく、女性の意見が十分に反映されにくい状況となっています。

また、防災分野においても、近年のさまざまな災害の教訓から、女性の参画は地域の防災力向上のためには非常に重要です。

さまざまな状況におかれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、女性の力が十分に発揮され、地域社会の活性化にも寄与するものとなります。

これらのことから、あらゆる分野における女性の進出への支援と、政策や意志決定の場、運用の場への、女性の参画を促していくことが必要となります。女性がより能力を発揮することができるように、積極的改善措置（**ポジティブ・アクション※**）の実行に努め、女性の**エンパワーメント※4**を支援していきます。

重点目標1 政策・方針決定の場における女性参画の促進

重点目標2 農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画の推進

重点目標3 地域活動・防災活動等の女性参画の推進

重点目標1

政策・方針決定の場における女性参画の促進

施策の方向（1）職場・各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進 【女性活躍推進】				
具体的施策				
① 講演会やセミナー、パネル展を開催し、男女共同参画の重要性について啓発します。				
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
	企業向けの講演会やセミナー、パネル展の開催回数	総務課 資料	—	1回以上

施策の方向(2)市の審議会等への女性委員の積極的登用 【女性活躍推進】				
具体的施策				
① 市所管の各種審議会等において女性委員の積極的登用に努めます。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
9	市所管の各種審議会等における女性委員の登用割合	総合政策課資料	30.0%	35.0%
10	市所管の各種審議会等における女性委員が 0 人の各種審議会等数	総合政策課資料	16	減少

重点目標 2

農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画の推進

【現状と課題】

農業や商工業等自営業に従事する女性は、これまで家庭や地域の担い手としての働きが十分評価されず、労働報酬や休暇等の面においても曖昧な状況に置かれてきており、その働きについて適正な評価がなされることが求められてきています。

施策の方向(1)女性人材の育成と起業支援 【女性活躍推進】				
具体的施策				
① 女性農業者フォーラムなどへの参加を促し、農業経営等に関する知識習得の場の提供に努めます。				
② 交流活動を通じて女性農業者同士のネットワークの形成を図り、地域のリーダーの育成に努めます。				
③ 市の中小企業支援事業及び貸付事業等の支援事業の周知に努め、女性が積極的に活用、または対象となることができるよう促します。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
11	農女子視察研修ツアー、農村女性“知恵のわ”フォーラム及び農業とくらしを考える女性のつどいの参加者数の合計	農林水産課資料	98 人	増加

12	中小企業支援事業及び貸付事業を活用する女性経営者の件数	商工観光課資料	2件	5件
----	-----------------------------	---------	----	----

施策の方向（2）次世代を担う人材育成と女性の経営並びに社会参画の促進
【女性活躍推進】

具体的施策

- ① 農業体験等での学びを通じて農業に興味を持ってもらえるように努めます。
- ② 家族経営協定制度の周知により、就農の促進に向けた意識啓発に努めます。
- ③ 農業生産技術や経営に関する研修と交流機会の情報提供に努めます。
- ④ 市報等を通じて事業承継に係る支援事業の周知と積極的な活用を促すとともに、関係機関と連携して積極的な人材育成に努めます。

番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
13	家族経営協定締結農家数	農林水産課資料	39戸	45戸

重点目標 3

地域活動・防災活動等の女性参画の推進

施策の方向（1）地域活動への男女共同参画の推進 【女性活躍推進】

具体的施策

- ① 講演会やパネル展を通して市民一人ひとりの男女共同参画意識の高揚を図ります。
- ② 市報等を通じて、男女共同参画に関する情報を掲載し、正しい知識の普及・啓発に努めます。

番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
	男女共同参画に関する市民向けの講演会やセミナー、パネル展の開催回数	総務課資料	—	1回以上

施策の方向（２）防災分野における男女共同参画の推進 【女性活躍推進】				
具体的施策 ① 男女双方の視点で災害に強い地域づくりをめざし、自主防災組織を中心とした研修会等を実施します。 ② 男女共同参画の視点を踏まえた避難所開設訓練、防災講演会等を開催し、市民の意識啓発に努めます。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
	防災会議、国民保護協議会、水防協議会、消防委員会における女性委員の割合	総合政策課資料	2.1%	35.0%
	女性消防団員数	総務課資料	11人	15人

基本目標Ⅲ

仕事と生活の調和（ワークライフバランス（※））がとれた環境づくり

重点目標１ 家庭と仕事等の両立支援

重点目標２ 男女平等な就業環境の整備

重点目標 1

家庭と仕事等の両立支援

施策の方向（１）男性の育児・家事・介護への参画促進 【女性活躍推進】				
具体的施策 ① 夫婦で協力し合い、出産・子育てができるよう、パパママ学級を実施します。 ② 講演会やパネル展を通して男性の家事・育児・介護への参画を促します。 ③ 市報等を通して事例等を紹介し意識啓発に努めます。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
17	共働き世帯において、夫婦が「共に家事・育児をしている」と回答した人の割合	市民意識調査	39.1%	増加

施策の方向(2) 子育て支援体制の充実と制度の周知 【女性活躍推進】

具体的施策

- ① 安心して子どもを産み、子育てができるように、出産・育児に関する情報や、保健・福祉等に制度をわかりやすくまとめた「子育て応援ブック すくすく」を子育て世帯に配付し、周知に努めます。
- ② 地域子育て支援センターにおいて、遊びの提供、親子の交流の場を提供します。また、育児相談の実施、育児講座を随時開催し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。
- ③ ファミリーサポートセンターにおいて、仕事と家庭生活の両立を支援するとともに、子育ての不安や負担の軽減を図ります。
- ④ 地域子育て支援センターの様子や遊びの紹介、子育て情報などを掲載した情報誌の発行、ホームページへの掲載、子育て情報メールの発信に努め、様々な子育て情報の周知を図ります。
- ⑤ 夫婦で協力し合い、出産・子育てができるよう、パパママ学級を実施します(再掲)。

番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
	子育て支援制度を認知している市民の割合	総合政策 課資料	69.4% (H27 年 度)	75.0%

施策の方向(3) 介護支援体制の充実と制度の周知 【女性活躍推進】

具体的施策

- ① 「障がい者計画・障がい福祉計画」に基づいた支援サービスの充実に努めます。
- ② 要介護認定結果送付時に、サービス案内等記載されたパンフレットを同封します。
- ③ 市報やホームページ等を活用して、介護保険制度を周知します。

番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
	要介護(要支援)認定者の介護サービス利用者の割合	福祉介護 課資料	87.3%	増加

重点目標 2

男女平等な就業環境の整備

施策の方向（1）男女の均等な雇用機会と待遇の確保		【女性活躍推進】		
具体的施策 ① 保育園、こども園において、0歳児から5歳児の乳幼児の受け入れ、早朝保育、延長保育、休日保育等による保育時間延長を実施し、保護者が安心して働ける環境の整備を図ります。 ② 雇用主や事業主に対して研修会の実施や参加を促します。 ③ 6月の男女雇用機会均等月間時に市報等で周知をします。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
	胎内市の女性が働く環境について「労働条件が整っている」と感じている人の割合	市民意識調査	4.5%	増加

施策の方向（2）ハッピー・パートナー企業（※）への登録促進				
具体的施策 ① 県と連携しハッピー・パートナー企業への登録促進を図ります。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
	ハッピー・パートナー企業登録数（累計）	総務課資料	6社	15社

施策の方向（3）女性に対する再就職支援の推進		【女性活躍推進】		
具体的施策 ① ハローワーク等からの情報を収取して支援に努めます。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
	胎内市の女性が働く環境について「働く場が多い」と感じている人の割合	市民意識調査	10.9%	増加

基本目標Ⅳ

元気に安心して暮らせるまちづくり

重点目標1 命の尊さに対する正しい知識の啓発

重点目標2 あらゆる暴力を許さない社会づくり

重点目標3 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

重点目標1

命の尊さに対する正しい知識の啓発

施策の方向（1）生涯を通じた男女の心と体の健康支援

具体的施策

- ① 特定健康診査を実施し、健康増進や生活習慣病予防のために、自ら健康管理を行える人が増加するよう努めます。
- ② 子宮がん検診を実施し、早期発見・早期治療につながるように若い世代からの検診受診者増加に努めます。
- ③ 心の健康づくり講演会を開催し、心の健康の大切さ、自殺予防に関する知識の普及啓発に努めます。

番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
	特定健診の受診率	健康づくり課資料	45.4%	60.0%

施策の方向（2）リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（※）に関する意識の啓発

具体的施策

- ① 赤ちゃんふれあい教室を実施し、命の尊さを学び、子育てへの価値観を高めます。
- ② リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報を市報等に掲載し啓発に努めます。

番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて内容まで知っている人の割合	市民意識調査	3.3%	増加

施策の方向（3）性に対する正しい知識の啓発				
具体的施策 ① 各学校の保健体育や宿泊体験学習、修学旅行、保育実習など、さまざまな機会において、効果的な学習が行われるように、発達段階に応じた適切な指導の充実に努めます。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
	小・中学校における関係機関と連携した喫煙や薬物、性感染症などに関する指導教室の実施校数	学校教育課資料	9校	9校

重点目標 2

あらゆる暴力を許さない社会づくり

施策の方向（1）ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶と防止に向けた啓発				
具体的施策 ① DV に対する認識の向上及び防止のための講演会やセミナー、パネル展を開催します。 ② 市報等により DV 防止の啓発や支援情報、相談窓口の周知に努めます。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
	DV防止について市報等の啓発または講演会やセミナー、パネル展を開催した回数	総務課資料	—	1回以上

施策の方向（2）あらゆるハラスメントの根絶と防止に向けた啓発 【女性活躍推進】				
具体的施策 ① あらゆるハラスメントに対する認識の向上及び防止のための講演会やセミナー、パネル展を開催します。 ② 市報等によりあらゆるハラスメントに対する防止の啓発や支援情報、相談窓口の周知に努めます。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
	あらゆるハラスメントについて年に1回以上、市報等の啓発または講演会やセミナーを開催	総務課資料	—	1回以上

施策の方向（３）女性相談窓口の充実及び他の機関との連携強化				
具体的施策 ① 市報等により国や県、市、民間団体の相談窓口の周知に努めます。 ② 人権擁護委員や民生児童委員等の関係と、連携を強化し早期解決に努めます。 ③ 関係機関と連携を図り、相談窓口の充実と強化を図ります。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
	DV について無料で相談できる窓口があることを知らなかった人の割合	市民意識調査	36.5%	減少

施策の方向（４）児童虐待防止策の推進				
具体的施策 ① 児童家庭相談窓口において、保護者等からの相談対応を行います。また、学校や保育園（こども園）、児童相談所等の関係機関と連携し、児童や保護者への支援を行います。 ② 毎月の市報に、児童虐待防止に関する記事を掲載し、啓発や相談窓口の周知を行います。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
	児童虐待に関して無料で相談できる窓口があることを知らなかった人の割合	市民意識調査	—	35%以下

重 点 目 標 ３

貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境

の整備

施策の方向（１）複合的な課題を抱える生活困窮者の自立促進【女性活躍推進】				
具体的施策 ① それぞれが抱える様々な困難について、気軽に安心して相談ができる「まるごと相談窓口」の充実と周知を進めます。 ② 関係機関との連携を図り、地域や社会資源を活用し、自立に向け状況に応じた支援を行います。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
	地域支え合いサポーター認定者数	福祉介護課資料	44 人	62 人

施策の方向(2)ひとり親家庭等への支援 【女性活躍推進】

具体的施策

- ① 支援に向け、相談、各種手当の支給、医療費助成を行うための窓口を設置します。
- ② ひとり親家庭等に対して児童扶養手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図ります。
- ③ 父又は母及び児童等の医療費の一部を助成し、保健の向上と福祉の増進、経済的負担の軽減を図ります。
- ④ 就業に結びつきやすい資格取得のため、養成機関において修業した際に、修業期間の生活費を支給し、生活の安定と経済的自立の促進を図ります。
- ⑤ 主体的な能力開発の取組の支援として、就業に結びつくと考えられている教育訓練講座の受講費の一部を助成し、経済的自立の促進を図ります。

番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
	資格取得者のうち、就業に結び付いた人の割合	こども支援課資料	100%	100%

基本目標 V

推進体制の整備及び管理

施策の方向 (1) 計画の進捗状況の管理

(2) 市民・事業者・各種団体との連携・協力

(3) 国・県・他市町村との連携

(4) 国際的理解・協調の推進

具体的施策

- ① 進捗状況について毎年、**調査を行い**「胎内市男女共同参画推進委員会」で効果を検証します。
- ② 特別職及び各課長で構成される会議において、男女共同参画社会の推進に関する施策について検討を行います。
- ③ 職員で構成される「胎内市男女共同参画検討チーム」を設置し、男女共同参画に関する事業について検討を行います。
- ④ ハッピー・パートナー企業である市役所が、職場や家庭における男女平等・男女共同参画を積極的に推進します。
- ⑤ 胎内市特定事業主行動計画に基づき、市職員の出産・育児に関する休業等の取得促進を図り、男女ともに子育てに参画しやすい職場環境の整備に努めます。
- ⑥ 市民に対して積極的な情報提供を行い、プランの周知を図るとともに、市民や各種団体との連携を深め、プランの推進を図ります。
- ⑦ 国・県及び他市町村との連携を強化し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進するための情報交換を行います。
- ⑧ 国際的な動向を男女共同参画の推進に活かしていくとともに、男女共同参画の取組への理解を促進します。

(※) がついている用語については、別途注釈をつけます。